
平成 27 年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 27 年 5 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

今回のテーマは、「平成 27 年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について」です。

平成 27 年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 湯山智教

証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」といいます）においては、本年 4 月 3 日に、平成 27 年度の「証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表いたしました。今回は、その概要について説明いたします。（全文は、証券監視委ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.htm>）をご参照ください。）。

1. 平成 27 年度の証券検査基本方針の特徴について

証券検査を巡る環境や課題等は、年度ごとに大きく異なるような性質のものではないので、平成 27 年度の基本方針の内容も、昨年度と比べて基本的なところは大きく変わるものではありません。そこで、今回は、27 年度の基本方針についての主な特徴や前年度分からの変更ポイントを中心に紹介いたします。

(1) 業態に応じた重点検証事項等により構成

平成 27 年度の基本方針においては、証券検査における重点検証事項について「業態別」「業態横断的」「一般的」な検証事項の 3 つに分けて明記すること等により、方針の全体像や業態に応じた重点検証事項等をわかりやすく構成しました。

(2) 金融モニタリング基本方針を踏まえた検査を実施

証券検査実施に当たっての基本的考え方として「オンオフ一体化など金融庁との連携を図る観点から、金融モニタリング基本方針を踏まえた検査を実施する」という点を新たに盛り込みました。昨年 9 月に金融庁の検査局と監督局が従来それぞれ策定していた方針が統合され、新たに金融モニタリング基本方針が策定されましたが、証券に関する分野においても、オンサイトの検査とオフサイト・モニタリングの一体化など検査部門と監督部局とが緊密に連携して取り組むことが重要と考えています。なお、金融モニタリング基本方針には、必ずしも法令違反ではないが、より優れた業務運営に向けた重点施策や監督上の着眼点も含まれています。こうした事項については、勧告等を前提に検証するのではなく、検査対象先の実態を把握し、業態の規模・特性等を踏まえて、より優れた業務運営に向けた認識の共有を行うことを意図しています。

(3) 業態、規模、特性等を踏まえ、業務運営の改善を促すことを明記

金融モニタリング基本方針においては、業界共通の重要課題の検証に際し、より優れた業務運営に向けて、規模や特性等も踏まえつつ、深度ある対話を行なっていくとしています。証券検査においては、同じ業態内においても規模や特性の差が大きいことから、この手法がそのまま適用できるわけではありませんが、業態、規模、特性等を踏まえて、より優れた業務運営に向けて双方向の議論を行い、必要に応じて業務運営の改善を促していくことを明記しました。

(4) 効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

金融商品取引業者等の数は約 8,000 社となっており、その取り扱う商品・取引も多様化・複雑化しています。このため、業態や特性、取引の特性などを踏まえたリスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化していくこととしています。その上で、こうして得られた様々な情報や市場における位置付け、抱えている問題点・リスク等を総合的に勘案して検査実施の優先度を判断し、リスク・ベースで検査対象先を選定します。

また、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努めることで、効率的・効果的で実効性のある検査を実施することとしています。

(5) 業態別の重点検証事項における特徴

業態別の重点検証事項として、各業態において特に検証を要すると考えられる事項を掲げており、各業態における概要は以下のとおりです。

基本的に前年度と比べて大きな変更はありませんが、

- ・ 大規模証券会社グループ等に対しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、常日頃からのグループ全体の状況について把握し、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢など、
- ・ 第一種金商業者に対しては、①法人関係情報管理態勢、②公正な価格形成を阻害するおそれの行為への対応状況、③DMA 等に係る売買管理態勢、④有価証券の引受業務の適切性、⑤財務の健全性、⑥資金洗浄対策及びテロ資金対策など、
- ・ 外国為替証拠金取引業者（FX業者）に対しては、自動売買ソフトを利用した取引が適切に行われているか、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえて為替変動に対するリスク管理の状況など、
- ・ 第二種金融商品取引業者などのファンド業者に対しては、業務運営の適切性、法令等遵守態勢、海外ファンド販売にかかる顧客勧誘等の適切性など、
- ・ 投資運用業者に対しては、運用資産のデュー・ディリジェンス及びモニタリ

ングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務・善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢など、

- ・投資助言・代理業者に対しては、ファンドの無登録募集など類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢など、
- ・自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等の業務、上場審査・管理及び売買審査業務など、

について重点的に検証することとしています。

この他に、特に適格機関投資家等特例業務届出者（以下、「プロ向けファンド」といいます。）について説明したいと思います。現在、問題あるプロ向けファンドによる個人投資家被害の抑止が重要な課題となっており、プロ向けファンドに係る制度改正のための金商法改正案が国会に提出されています。本年度の基本方針では、プロ向けファンドについて、虚偽告知、出資金流用の有無といった点に加え、要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか等の点についても重点的に検証し、問題のある行為には引き続き厳正に対処していくことを明確にしています。

同様に、無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しても、監督部局や捜査当局などとの連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てを適切に活用し、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表も行うなど、引き続き厳正に対処していくこととしています。

(6) 業態横断的な検証事項

業態横断的な検証事項としては、①金融商品の勧誘・販売や顧客対応の適切性、②システムリスク管理態勢の適切性・実効性、③反社会的勢力との関係遮断を重点的に検証することとしています。

特に、サイバーセキュリティ管理については、今般、監督指針とともに、検査マニュアルの改正も行われており、これらをもとに検証していくこととしています。

（注）「金融商品取引業者等検査マニュアル」について、システムリスク管理態勢に係る検証項目の追加等を行う改正を公表（4月21日）。

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150421-1.htm)

2. 平成27年度の証券検査基本計画の特徴について

平成27年度の証券検査基本計画では、金融商品取引業者のほか、プロ向けファンドなども含め、計270社（うち財務局等が220社）を目途として証券検査

を実施することとしています。平成 26 年度の検査件数は 266 件ですので、ほぼ同等とする計画です。業態別の内訳についても、現時点では実績と大きく変えることは想定していませんが、時々の市場の状況等に応じて適切に検査先を選定していくことが必要と考えています。

なお、プロ向けファンドについては、検査実施態勢が十分ではないことに加えて、特に悪質なプロ向けファンドにおいては、実態把握のための資料・帳簿等の保存状態が悪く検査にも相当の時間を要するなどの事情もあることから、検査対象先 3,000 超に対し、検査件数は財務局等を含めても年間 30 件程度に留まっています。このため、今後、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行うこととしています。

さらに、昨年度の金商法改正により、クラウドファンディング業者にかかる法整備がなれたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しながら、検査の実施態勢について整備していくこととしています。

3. おわりに

証券監視委においては、「証券検査基本方針及び証券検査基本計画」に則って、引き続き、効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施に努めてまいります。金融商品取引業者その他の市場関係者、関係機関・団体の方々におかれましては、引き続き、証券検査に対する御理解・御協力をお願い申し上げます。